

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する 意見書

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。固定価格買取制度（FIT）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかしながら、設置から年数が経過した太陽光パネルの更新期を迎え、リユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化している。不法投棄や不適切処理への懸念も生じており、環境負荷低減と資源循環の確保が急務である。

については、国におかれては、太陽光発電設備のリユース・リサイクル・廃棄に関する制度整備と支援を強化し、地方自治体が適正処理と資源循環を推進できる体制を構築するため、次の事項に取り組まれることを強く求める。

- 1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進を図ること。
- 2 廃棄時における事業者責任を明確化し、適正な処理体制を強化すること。
- 3 地方自治体への財政的・技術的支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月30日

京都府精華町議会
議長 岡本 篤

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官